

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第12報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成31年2月28日 厚生労働省告示第51号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・平成31年2月28日 保医発0228第1号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・平成31年3月11日 保医発0311第1号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早356		下から9行目	<p><b>202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット 1cm<sup>2</sup>当たり24円</b></p> <p><u>注(1) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、関連学会の定める腹部開放管理における専用ドレッシングキットの適正使用指針に沿って使用した場合に限り、初回使用から10日を限度に5枚に限り算定できる。</u></p> <p><u>(2) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、区分「A300」救命救急入院料(1日につき)「1」救命救急入院料1から「4」救命救急入院料4のいずれか、「A301」特定集中治療室管理料(1日につき)「1」特定集中治療室管理料1から「4」特定集中治療室管理料4のいずれか、「A301-4」小児特定集中治療室管理料(1日につき)「1」7日以内の期間若しくは「2」8日以上期間又は「A302」新生児特定集中治療室管理料(1日につき)「1」新生児特定集中治療室管理料1若しくは「2」新生児特定集中治療室管理料2のいずれかの施設基準の届出を行っている医療機関において算定できる。</u></p> <p><u>(3) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを使用した場合は、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>(4) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、保護レイヤ部分の面積に基づいて算定する。</u></p>	(新設)	字句挿入
665	右	上から7行目	<p><b>J003 局所陰圧閉鎖処置(入院) (1日につき)</b></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては、注の加算は適用しない。</u></p> <p><u>(9) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては、10日を限度として算定できる。</u></p> <p><u>(10) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p>	<p><b>J003 局所陰圧閉鎖処置(入院) (1日につき)</b></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

735	右	下から1行目	<b>K000 創傷処理</b> (1)～(5) 略 <u>(6) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットの交換のみを目的として実施した場合は、「1」、「2」又は「3」の「ロ」のいずれかを準用して算定する。</u>	<b>K000 創傷処理</b> (1)～(5) 略 (新設)	字句挿入
916	右	上から1行目	<b>K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術</b> <u>(1) 双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。</u> <u>(2) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術を行った場合には、本区分の所定点数を準用して算定する。</u> <u>(3) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術は、無心体双胎に対する十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。</u> <u>(4) 無心体双胎に対する治療は、関連学会の適正使用指針に従って使用した場合に算定できる。</u>	<b>K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術</b> 双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。 (新設)	字句挿入
918	右	下から14行目	<b>K920 輸血</b> (1)～(8) 略 <u>(9) 自己血貯血は、当該保険医療機関において手術又はヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者から採血を行い、当該血液を保存した場合に算定する。また、ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に関しては、「3」自己血貯血の「イ」6歳以上の患者の場合(200mLごとに)の「(1)」の液状保存の場合により算定する。</u> (10)～(23) 略	<b>K920 輸血</b> (1)～(8) 略 <u>(9) 自己血貯血は、当該保険医療機関において手術を予定している患者から採血を行い、当該血液を保存した場合に算定する。</u> (10)～(23) 略	字句修正
921	右	上から1行目	<b>K921 造血幹細胞採取(一連につき)</b> 区分「K921」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、区分「K922」造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、区分「K921」造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、区分「K922」造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。 <u>また、ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を行う場合は、「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により算定する。</u> なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分「D404」骨髄穿刺及び区分「J011」骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。	<b>K921 造血幹細胞採取(一連につき)</b> 区分「K921」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、区分「K922」造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、区分「K921」造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、区分「K922」造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分「D404」骨髄穿刺及び区分「J011」骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。	字句挿入